

給水装置所有者変更の手続きについて

手続きをする前に、必ず、給水装置台帳に登録されている、

変更前の給水装置所有者を確認してください。

（電話等によるお問合せには回答できませんので、来庁のうえ給水課窓口にて確認してください。）

変更事由	変更届記載内容	証明添付書類	備考
贈与・売買	変更前の所有者欄に給水台帳に記載されている方の住所・氏名を記載し、実印を押してください。 新所有者欄に、新たに所有者となられる方の住所・氏名を記載してください。	変更前の所有者の印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）	印鑑証明書は原本提出となります。
相続	変更前の所有者欄に給水台帳に記載されている方の住所・氏名を記載し、新所有者欄に、新たに所有者となられる方の住所・氏名を記載してください。	相続を証明することができる書類（除籍謄本と戸籍謄本の全部事項証明書、法務局が発行する被相続人の法定相続情報一覧・等）	
名称の変更 (姓・社名の変更)	変更前の所有者欄に給水台帳に記載されている住所・氏名を記載し、新所有者欄に、住所と変更となった姓名・社名を記載してください。	姓・社名が変更となったことを証明することができる書類。（戸籍抄本又は企業登記等の全部事項証明）	
上記の証明 書類が添付 できない場 合	変更届の記載につきましては、贈与・売買・相続それぞれ上記のとおりとなります。	変更前の所有者から新所有者に所有権移転記載済の土地の登記全部事項証明書と公図（発行から3か月以内のもの） 登記申請中の場合は 給水台帳に記載されている方と新所有者で取り交わされた売買契約書と公図でも可。	

※注意 ◎ 給水装置所有者変更届は、すべての欄を記載してください。

◎ 記載漏れがあると受理することができませんのでご注意ください。